

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【公開番号】特開2002-215780(P2002-215780A)
 【公開日】平成14年8月2日(2002.8.2)
 【出願番号】特願2001-14139(P2001-14139)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 17/60 1 2 4

G 0 6 F 17/60 Z A B

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月19日(2006.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】廃棄料を払って製品廃棄を行なう廃棄ユーザーに関する情報を廃棄ユーザー情報としてデータベースに登録する廃棄ユーザー情報登録手段と、
廃棄製品の見掛けや動作、
再生品購入ユーザーの希望購入条件に登録する購入条件データベース、再生品販売手段で
再生品を販売した販売実績情報を記録した販売実績データベースに基づいて再生品の商品
性を判断する商品性判定、
中古部品に登録した中古部品データベースに基づく中古部品コスト、メーカーの部品デー
タベースに基づく部品コスト、再生処理にかかる工数コスト、前記販売実績データベース
に基づく収支、廃棄ユーザーへの返金廃棄料を考慮したコスト判定、
とによって再生するか否かを決定する再生決定手段と、
前記再生決定手段が再生すると決定した場合には廃棄製品から製品または部品を再生する
製品/部品再生手段と、
前記製品/部品再生手段が再生した製品または部品を再生品としてネットワーク上で販売
する中古品販売ネット市場を含む再生品販売手段と、
前記再生品販売手段で再生品を販売した収益の一部または全部を前記廃棄ユーザー情報登
録手段のデータベースに登録された廃棄ユーザーの情報に基づいて廃棄ユーザーに返金す
る廃棄料返金手段と
 から成る製品リサイクルシステム。

【請求項2】前記廃棄ユーザー情報登録手段に登録された廃棄ユーザーデータベースの
情報中に廃棄品の修理希望がある場合に前記製品/部品再生手段が再生した再生品を廃棄
ユーザーに修理品として返却する修理品返却手段を
 有する請求項1記載の製品リサイクルシステム。

【請求項3】前記製品/部品再生手段が再生した再生品に対する等級、価格、在庫期間
などのデータを、再生品情報を提供する再生品データベースである再生品情報提供手段に
データベース登録する請求項1ないし2記載の製品リサイクルシステム。

【請求項4】前記コスト判定では、
中古部品に登録した中古部品データベースに基づく中古部品コストと、
メーカーの部品データベースに基づく部品コストと、再生処理にかかる工数コストと、
を合計して単品コストとし、

前記中古販売ネット市場で蓄積された販売実績データベースに基づく累積収支を算出し、前記累積収支から前記単品コストと、前記廃棄ユーザーへの返金廃棄料とを差し引いた値により廃棄製品を再生するか否かを決定する請求項1記載の製品リサイクルシステム。